

学校伝染病による出席停止の指示および解除に関する取り扱いについて

北区内の学校では、今まで学校伝染病にかかり出席停止の指示および解除をする際に登校許可証を出していただいていた。しかし、先日北区医師会より「登校許可については診断書料がかかる」との話があり、今後このように変更するように北区教育委員会から連絡がありましたのでお知らせします。

学校伝染病による出席停止の指示および解除をする際には、医師の診断を保護者が口頭で聞いたものを出席届として学校に提出する方法にする。

ただし、第一種の伝染病や出席停止の期間が長期にわたる場合など学校長が必要と認めた場合には、この限りでない。

本校でも 12月1日より 登校の際には、別紙「出席届」を出していただくように変更いたします。滝二小ホームページにもありますのでご活用ください。
ご不明の場合、学校へご連絡ください。

《参考》 学校伝染病

第一種 【治癒するまで】

エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎（ポリオ）、コレラ、細菌性赤痢、ジフテリア、腸チフス、パラチフス、重症急性呼吸器症候群、痘瘡

第二種 【学童によく起こる伝染病 出席停止期間、患者の隔離については守る。】

インフルエンザ（解熱した後、2日を経過するまで）

百日咳（特有の咳が消失するまで）

麻疹（解熱した後、3日を経過するまで）

流行性耳下腺炎（耳下腺の腫脹が消失するまで）

風疹 - 三日はしか - （発疹が消失するまで）

水痘 - 水ぼうそう - （すべての発疹が痂皮化するまで）

咽頭結膜熱 - プール熱 - （主要症状が消退した後、2日を経過するまで）

結核（病状により学校医その他の医師において伝染のおそれがないと認めるまで）

第三種 【病状により学校医その他の医師において伝染のおそれがないと認めるまで】

流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、腸管出血性大腸菌感染症、その他の伝染病、